16791	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－７ＰＣＧＲＡ	〃	〃
16792	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－７ＮＣＡＶ	〃	〃

○国土交通省告示第百十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十二年十二月二十一日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十三年二月九日　　国土交通大臣　大畠　章宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16793	ボルボ　ＣＢＡ－ＦＢ4204Ｔ	ボルボ・カーズ・ジャパン株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目３番13号
16794	ボルボ　ＣＢＡ－ＦＢ6304Ｔ	〃	〃

○国土交通省告示第百二十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十二年十二月二十一日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十三年二月九日　　国土交通大臣　大畠　章宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16795	ポルシェ　ＤＡＡ－92ＡＣＧＥ	ポルシェジャパン株式会社	東京都目黒区下目黒１丁目８番１号
16796	ポルシェ　ＤＡＡ－92ＡＣＧＥＡ	〃	〃

○国土交通省告示第百二十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十二年十二月二十四日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十三年二月九日　　国土交通大臣　大畠　章宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16797	ホンダ　ＤＢＡ－ＣＵ１	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山２丁目１番１号
16798	ホンダ　ＤＢＡ－ＣＷ１	〃	〃

○国土交通省告示第百二十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十二年十二月二十七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十三年二月九日　　国土交通大臣　大畠　章宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16799	ボルボ　ＤＢＡ－ＦＢ4164Ｔ	ボルボ・カーズ・ジャパン株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目３番13号
16800	ボルボ　ＤＢＡ－ＢＢ4164ＴＷ	〃	〃

○国土交通省告示第百二十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年十二月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年二月九日　　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－2288	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＭＲ06ＡＥ１	スズキ　ＤＢＡ－ＭＦ33Ｓ、ニッサン　ＤＢＡ－ＭＧ33Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地
㊀Ｇ－2289	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＭＲ06ＡＴ１	スズキ　ＤＢＡ－ＭＦ33Ｓ（過給器付原動機搭載車に限る）、ニッサン　ＤＢＡ－ＭＧ33Ｓ（過給器付原動機搭載車に限る）	〃

○国土交通省告示第百二十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年十一月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年二月九日　　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－2286	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫＦ－ＶＥ２－１	ダイハツ　ＤＢＡ－ＬＡ100Ｓ、ダイハツ　ＤＢＡ－ＬＡ110Ｓ、スバル　ＤＢＡ－ＬＡ100Ｆ、スバル　ＤＢＡ－ＬＡ110Ｆ	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号
㊀Ｇ－2287	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＣＢＡＫＦ－ＤＥＴ２－１	ダイハツ　ＣＢＡ－ＬＡ100Ｓ、ダイハツ　ＣＢＡ－ＬＡ110Ｓ、スバル　ＣＢＡ－ＬＡ100Ｆ、スバル　ＣＢＡ－ＬＡ110Ｆ	〃

○国土交通省告示第百二十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年十一月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年二月九日　　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀ＧＳ－1001	一酸化炭素等発散防止装置　ユニマツ　ＳＡＡ６Ｄ107Ｅ－２－Ｂ	吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：17.3kPa、吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：16.0kPa	株式会社小松製作所　東京都港区赤坂二丁目３番６号

○国土交通省告示第百二十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年十一月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年二月九日　　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－2292	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－ＫＲ－ＦＥ８	トヨタ　ＤＢＡ－ＫＳＰ130	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地